

別添 2

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準の改正

- 1 昭和50年11月26日薬発第1090号通知の別添1の目次及び基準の品目の欄(品目の欄が上段と下段とに分かれている場合にあってはその上段。以下同じ。)中「4 弗化水素及びこれを含有する製剤」を「4 削除」に改め、「13 硅弗化水素酸」を「13 削除」に改め、同通知の別添1の4 弗化水素及びこれを含有する製剤及び13 硅弗化水素酸の基準中品目の欄以外の欄を削る。
- 2 昭和52年12月8日薬発第1416号通知の別添1の目次中「20 バリウム化合物、炭酸バリウム、メタホウ酸バリウム、カルボン酸のバリウム塩、硫化バリウム、塩酸塩、硝酸塩等の水溶性バリウム塩、酸化バリウム、水酸化バリウム」を「20 削除」に改め、「26 硫化磷及びこれを含有する製剤、五硫化ニリン」を「26 削除」に改め、同通知の別添1の基準の品目の欄中「20 バリウム化合物」を「20 削除」に改め、「26 硫化磷及びこれを含有する製剤」を「26 削除」に改め、同通知の別添1の「20 バリウム化合物」及び「26 硫化磷及びこれを含有する製剤」の基準中品目の欄以外の欄を削る。
- 3 昭和56年3月31日薬発第330号通知の別添の目次中「1 無機亜鉛塩類、塩化亜鉛」を「1 削除」に改め、「4 硅弗化水素酸の塩類及びこれを含有する製剤、硅弗化ナトリウム」を「4 削除」に改め、「12 硼弗化水素酸」を「12 削除」に改め、「13 硼弗化水素酸の塩類、硼弗化カリウム」を「13 削除」に改め、同通知の別添の基準の品目の欄中「1 無機亜鉛塩類」を「1 削除」に改め、「4 硅弗化水素酸(ヘキサフルオロけい酸)の塩類及びこれを含有する製剤」を「4 削除」に改め、「12 硼弗化水素酸(テトラフルオロほう酸)の塩類」を「12 削除」に改め、「13 硼弗化水素酸(テトラフルオロほう酸)の塩類」を「13 削除」に改め、同通知の別添の「1 無機亜鉛塩類」、「4 硅弗化水素酸(ヘキサフルオロけい酸)の塩類及びこれを含有する製剤、12 硼弗化水素酸(テトラフルオロほう酸)及び13 硼弗化水素酸(テトラフルオロほう酸)の塩類」の基準中品目の欄以外の欄を削る。
- 4 昭和60年4月5日薬発第373号通知の別添1の目次中「2 セレン、セレン化合物及びこれを含有する製剤(水溶性のもの)、二酸化セレン、亜セレン酸ナトリウム、亜セレン酸バリウム、(不溶性のもの-1) セレン、セレン化鉄、(不溶性のもの-2) 硫セレン化カドミウム」を「2 削除」に改め、「4 砒素、砒

素化合物及びこれを含有する製剤、砒素、(気体のもの)水素化砒素、(水溶性のもの)三酸化二砒素(無水亜砒酸)、砒酸水素二ナトリウム、砒酸、三塩化砒素、五酸化二砒素、(不溶性のもの)四硫化四砒素、砒酸カルシウム、三硫化二砒素」を「4 削除」に改め、「7 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤、(液体のもの)五塩化アンチモン、(水溶性のもの-1)三塩化アンチモン、(水溶性のもの-2)酒石酸アンチモニルカリウム、(不溶性のもの)三酸化アンチモン、五酸化アンチモン、アンチモン酸ナトリウム」を「7 削除」に改め、「16 無機亜鉛塩類、(液体のもの)塩化第二錫(無水物)、(水溶性のもの)塩化第一錫、硫酸第一錫、塩化第二錫・五水和物、(不溶性のもの)ピロリン酸第一錫」を「16 削除」に改め、「17 無機銅塩類、(水溶性のもの-1)塩化第二銅、硫酸第二銅、硝酸第二銅、酢酸銅、(水溶性のもの-2)塩化第二銅アンモニウム、(不溶性のもの)塩基性炭酸銅、チオシアン酸銅、沃化第一銅、ピロリン酸銅、塩化第一銅」を「17 削除」に改め、同通知の別添1の基準の品目の欄中「2 セレン、セレン化合物及びこれを含有する製剤」を「2 削除」に改め、「4 砒素、砒素化合物及びこれを含有する製剤」を「4 削除」に改め、「7 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤」を「7 削除」に改め、「16 無機亜鉛塩類」を「16 削除」に改め、「17 無機銅塩類」を「17 削除」に改め、同通知の別添1の「2 セレン、セレン化合物及びこれを含有する製剤」、「4 砒素、砒素化合物及びこれを含有する製剤」、「7 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤」、「16 無機錫塩類」及び「17 無機銅塩類」の基準中品目の欄以外の欄を削り、同通知の別添2の改正による改正後の基準の目次中「4 鉛化合物、(水溶性のもの)硝酸鉛、酢酸鉛、(水溶性のもの-1)一酸化鉛、三塩基性硫酸鉛、硼酸鉛、シアナミド鉛、水酸化鉛、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜磷酸鉛、塩基性ケイ酸鉛、ケイ酸鉛、鉛酸カルシウム、(水溶性のもの-2)ステアリン酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛」を「4 削除」に改め、同通知の別添2の改正による改正後の基準の品目の欄中「4 鉛化合物」を「4 削除」に改め、同通知の別添2の改正による改正後の基準の4 鉛化合物の基準中品目の欄以外の欄を削る。

5 新たな基準を次のように定める。なお、別添1の基準の前文については本改正による改正後の基準についても適用する。